

財政援助団体等監査結果報告

〔一般財団法人神戸観光局〕

神戸市監査委員	細川明子
同	藤原武光
同	山本嘉彦
同	よこはた和幸

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した令和4年度財政援助団体等監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監査の対象

一般財団法人神戸観光局（以下「法人」という。）における出納その他の事務（神戸市からの公の施設の指定管理（神戸市有馬温泉の館、神戸市立有馬温泉観光交流センター及び神戸市立太閤の湯殿館）に係る出納その他の事務を含む。）で、主として令和3年度執行の事務

2 監査の期間

令和4年8月26日～令和5年3月17日

3 監査の方法

監査は、出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

4 団体の概要

(1) 設立の趣旨

法人は、神戸市及び周辺地域で形成する「神戸観光圏」における多様な観光資源の魅力を最大限に活かし、公民連携により、観光事業を国内外において戦略的に推進するとともに、MICE^{*1}の誘致・支援等の事業を行うこと、また、神戸港の振興事業を推進することにより、地域

経済の発展と市民文化の向上、さらには国際交流及び国際親善、神戸港の発展に寄与することを目的としている。

昭和62年4月に財団法人神戸国際観光協会として設立され、平成11年4月に、解散した財団法人神戸国際交流協会からコンベンション事業を引き継ぎ、財団法人神戸国際観光コンベンション協会に名称が変更され、平成25年4月に一般財団法人に移行した。その後、平成29年12月に、観光行政を取り巻く課題への対応と神戸ならではの強みを活かした観光振興施策を一元的に展開するDMO^{*2}組織として発展改組し、一般財団法人神戸観光局を設立、平成31年4月には、一般社団法人神戸港振興協会を吸収合併した。

*1：MICEとは、企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称をいう。（国土交通省観光庁HPより）

*2：DMO（Destination Management/Marketing Organization）とは、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人をいう。（国土交通省観光庁HPより）

(2) 神戸市との関係

ア 出捐

法人の基本財産は、1億3,000万円であり、神戸市は全額を出捐している。

イ 公の施設の指定管理

神戸市有馬温泉の館（金の湯・銀の湯）、神戸市立有馬温泉観光交流センター（有馬の工房）及び神戸市立太閤の湯殿館（以下「有馬4施設」という。）の指定管理者として法人を指定している。

また、法人を代表者とする共同事業体を、神戸国際会議場・神戸国際展示場、中突堤旅客ターミナル・ポートターミナル及び須磨ヨットハーバーの指定管理者として指定している。

(ア) 指定管理料等

令和3年度の指定管理料等は、第1表のとおりである。

第 1 表 指 定 管 理 料 等

(単位 金額：千円)

	有馬4施設	神戸国際会議場・ 神戸国際展示場 *1	中突堤旅客ターミナル ・ポートターミナル *2	須磨ヨットハーバー *3
指 定 期 間	平成30～令和4年度	令和2～3年度	平成30～令和4年度	平成30～令和4年度
指 定 管 理 料	－ (利用料金制)	－ (利用料金制)	206,077	－ (利用料金制)
(うち修繕費・警備費) *4	(－)	(－)	(50,608)	(－)
利 用 料 金 収 入	131,604	575,423	－	147,412

*1 指定管理者は共同事業体であり、代表団体が一般財団法人神戸観光局、その他の構成団体が、日本コンベンションサービス株式会社及び株式会社神戸ポートピアホテルである。

*2 指定管理者は共同事業体であり、代表団体が一般財団法人神戸観光局、その他の構成団体が株式会社ホテルマネージメントジャパン及び株式会社神戸フェリーセンターである。

*3 指定管理者は共同事業体であり、代表団体が一般財団法人神戸観光局、その他の構成団体が株式会社ヤマハ藤田である。

*4 修繕費は施設の補修、小修繕に係る経費、警備費は施設の警備に係る経費であり、年度終了後精算している。

(イ) 選定理由 (有馬4施設)

指定管理者候補者の選定にあたっては、1 団体から提案があり、提案書類等について、事業計画、事業提案、収支予算等を選定基準に基づいて総合的に評価し、選定を行った。

その結果、実績を踏まえた提案として評価でき、安定した運営が期待できること及び有馬4施設一体運営による相乗効果も期待できることから、指定管理者選定評価委員会で選定されている。

なお、他の施設の選定理由については、別途の報告書に記載する。

(ウ) 指定管理者選定評価委員会による評価

指定管理の管理運営に対する評価は、学識経験者や公認会計士等の専門家で構成される指定管理者選定評価委員会で毎年度評価され、その結果は神戸市のホームページで公表されている。

今回の監査対象となった指定管理者の管理運営に対する令和3年度総合評価の5段階評価(AAA、AA、A、B、C)及び主な所見は第2表のとおりである。

第 2 表 総合評価及び主な所見

	有馬 4 施設	神戸国際会議場・神戸国際展示場
総合評価	A	AA
主な所見	コロナ禍で難しい時期に運営しているが、周遊バスや外湯めぐりなどの取り組みが浸透してきている。アンケートのやり方を工夫し、もっと回収率をあげて運営に活かしてほしい。	コロナ禍により、会議のあり方やニーズが変わってきている中での運営となったが、様々な工夫や適切な投資を行い、利用者数も回復してきている。ホール自体も老朽化して条件が悪い中での成果は、評価できる。
	中突堤旅客ターミナル・ポートターミナル	須磨ヨットハーバー
総合評価	A	AA
主な所見	施設の維持管理について、適正に実施されている。大型客船が入港する際は、各関連機関と連絡・調整を図りながら、トラブルなく旅客の乗降が行われている。中突堤旅客ターミナルでは、国内クルーズ船入港時に三宮への交通手段確保のため、要望に応じてシャトルバスの配車をするなど旅客船のニーズに合わせた運営を行っている。今後、海外からの大型クルーズ船の入港が再開した後も、引き続きターミナルの自主的な効率的運営を行うよう期待する。	利用者だけでなく市民も対象とした体験乗船会などの継続開催、小中学生等を対象とした実証航海などの海洋学習を行い、幅広く海洋思想等の普及に貢献した。周辺施設との水上連携など、新たな利用者ニーズへの対応を続けている。マリーナ利用者以外の市民が数多く訪れ、年間を通じて須磨海岸を楽しむスポットの一役を担っている。一方、利用料金、設備の利便性や老朽化に対する不満の声が多いなど、満足度は決して高いとはいえないため、今後も多面的に利用者ニーズへの対応を続け、質の高いサービスの提供を目指していくことを期待する。

令和3年度の総合評価は5段階評価（AAA、AA、A、B、C）のうち、提案内容の達成度や過去の運営実績との比較を踏まえ、概ね良好な管理運営がなされている場合は「A」、概ね良好をやや上回る管理運営がなされている場合は「AA」となっている。

ウ 職員数

令和 4 年 7 月 1 日現在の職員数は 88 人であり、うち神戸市派遣職員は 10 人である。

(3) 事業の概要

法人及び事業所の所在地は、第 3 表のとおりである。

第 3 表 法人及び事業所の所在地

事業所	所在地
法人（本部）	中央区御幸通6丁目1-12
法人（MICE推進部・MICE誘致部）	中央区港島中町6丁目9-1
法人（港湾振興部）	中央区波止場町2-2
観光案内所	神戸市総合インフォメーションセンター
	新神戸駅観光案内所
	北野観光案内所
指定管理施設	有馬温泉金の湯
	有馬温泉銀の湯
	観光交流センター（有馬の工房）
	太閤の湯殿館
	神戸国際会議場
	神戸国際展示場
	中突堤旅客ターミナル
	ポートターミナル
	須磨ヨットハーバー
他	萌黄の館

事業の概要は以下のとおりであり、主な業務量の比較は第4表のとおりである。

ア 安全・安心な神戸観光の発信

感染防止対策「神戸観光局モデル」の継続実施として、観光施設・宿泊施設等における感染防止対策を見える化し掲示する「取り組み宣言書」の取組を継続するとともに、ホームページ等を活用して神戸観光の安全・安心を発信した。

イ マーケティングによる観光戦略の推進・会員支援・事業者との協働

観光地域マーケティングの推進として、withコロナ期に注力する柱を固めた「withコロナロードマップ」や、滞在型国際観光都市の実現に向け、2025年を目標年次とした「中期ロードマップ for 2025」を策定した。

また、事業者支援策やマーケティング情報のタイムリーな発信や、会員の優れた事例の配信など、情報プラットフォーム機能の充実を図ったほか、観光課題の解決や滞在型観光の促進に資する新事業の提案を民間から募集し、公民共創事業として協働で事業を展開した。

ウ 近距離マーケットを意識した取組

神戸市実施の「KOBEPremium宿泊クーポン」や「近場旅KOBECampaign」を積極的にPRし、平日の需要喚起による観光需要の底上げを図ったほか、高付加価値で特別感のある魅力的な体験型プログラムの造成、定額制電子チケット「KOBEPremium観光スマートパスポート」

ト」の販売、ゴルフツーリズムの推進による国内ゴルファーの誘客などを行った。

また、神戸ルミナリエ代替事業や南京町春節祭等のイベント等の実施及び開催支援により、地域観光の振興に取り組んだほか、観光案内所（神戸市総合インフォメーションセンター、新神戸駅観光案内所、北野観光案内所）において、観光情報を提供するとともに、市内の回遊性を高めるKOB E観光スマートパスポートやシティー・ループとポートループの共通1日乗車券、観光関連グッズ等を販売し、観光客の利便性や回遊性の向上を図った。

エ 観光プロモーションの推進

神戸公式観光サイトの充実や、神戸観光局公式SNSでのターゲットを絞った情報発信を行ったほか、海外旅行気分が味わえる「神戸で海外旅行」第二弾キャンペーン「神戸は地球だ」の実施、リピーター向け観光PR冊子、及びホームページの特集ページ「MOTTO KOB E」を制作した。

また、インバウンド観光再開に備えて、海外ネットワーク拠点（タイ、台湾、フランス）等を活用したプロモーションの実施、東京に拠点を構えるPR会社を通じたメディアリレーションを活用したプロモーション、神戸空港就航都市への誘客プロモーション、首都圏へのセールスキャラバンの実施や、新規教育旅行誘致助成制度の新設による、修学旅行誘致などを実施した。

オ フィルムオフィス事業

神戸での映画・テレビ等の撮影支援、撮影誘致活動等の実施、撮影作品を活用した連携プロモーションの展開によるロケ地としての神戸の魅力の発信、市内バス事業者が企画するロケ地ツアーへの参画などを実施した。

カ MICE誘致・推進事業

「ハイブリッド会議開催支援助成金」を活用し、安全・安心な会議開催支援を行ったほか、渡航制限緩和後のMICE再開に備えて、海外バイヤーと商談を実施した。

また、「国内インセンティブツアー誘致補助金」の新設などによるインセンティブツアー誘致の推進、主催者・事務局への総合的なコンサルティングサポートを行った。さらに、海洋分野を横断的に網羅した国際コンベンション「Techno-Ocean2021」を開催するとともに、市民の海洋への理解促進に資するための情報発信や青少年育成事業を実施した。

キ ウォーターフロントエリアの価値向上

ポートセールス事業を関連業界団体等と連携して実施したほか、市民と港を結ぶイベントや客船誘致活動及び客船受入関連事業を実施した。

ク 指定管理施設等の管理・運営

有馬4施設、及び共同事業体の代表者として、神戸国際会議場、神戸国際展示場、中突堤旅客ターミナル、ポートターミナル、須磨ヨットハーバーについて、指定管理者として管理運営を行った。また、神戸ポートタワー、国の指定重要文化財「萌黄の館」の管理運営を行った。

ケ ポートピア81 記念基金による補助事業

国際交流と地域経済及び文化の発展向上を目的に、国際会議等の開催を支援するため、令和3年度は、現地とオンラインを併用したハイブリッド形式等の会議に対して補助を行った。

第4表 業務量の比較

項 目		令和3年度	令和2年度	対前年度 増 減	対前年度 増減率(%)	
観光案内所	神戸市総合インフォメーションセンター	利用者数	46,937人	42,781人	4,156人	9.7
	新神戸駅観光案内所	利用者数	17,739人	12,277人	5,462人	44.5
	北野観光案内所	利用者数	8,763人	8,795人	△32人	△0.4
	有馬温泉金の湯	利用者数	176,564人	158,833人	17,731人	11.2
	有馬温泉銀の湯	利用者数	68,195人	70,689人	△2,494人	△3.5
	観光交流センター(有馬の工房)	利用者数	61,178人	64,314人	△3,136人	△4.9
指定管理施設	太閤の湯殿館	利用者数	6,713人	6,073人	640人	10.5
		国際会議	利用者数	8件	9件	△1人
	神戸国際会議場	参加のべ人数	23,753人	27,209人	△3,456人	△12.7
		国内会議	利用者数	296件	234件	62件
	神戸国際展示場	参加のべ人数	42,979人	39,656人	3,323人	8.4
		利用者数	142件	115件	27件	23.5
		日数	209日	144日	65日	45.1
	中突堤旅客ターミナル	参加のべ人数	257,581人	213,185人	44,396人	20.8
		利用船舶数	5隻	3隻	2隻	66.7
		ポートターミナル	利用船舶数	84隻	60隻	24隻
須磨ヨットハーバー		保管艇数	245艇	235艇	10艇	4.3
	寄港艇数	106艇	196艇	△90艇	△45.9	
他	萌黄の館	利用者数	48,347人	42,314人	6,033人	14.3
	神戸ポートタワー ※1	利用者数	38,751人	91,239人	△52,488人	△57.5
	フィルムオフィス事業	撮影支援件数	186件	123件	63件	51.2
	ポートピア81記念基金	補助件数	16件	7件	9件	128.6

※1 神戸ポートタワーは令和3年9月に営業を終了。

(4) 経営状況と財政状態

法人の会計は、公益法人会計基準を適用しており、消費税処理は税込処理である。

ア 経営状況

経営状況は、第5表のとおりである。

令和3年度の経常収益は22億7,036万円であるのに対し、経常費用は23億3,978万円で、

評価損益等 364 万円を加えた当期経常増減額は 6,576 万円の減となっている。経常収益は前年度に比べ、会議場・展示場事業収益の増等により 6,987 万円 (3.2%) 増加し、経常費用は前年度に比べ、観光事業費の減等により 3,319 万円 (1.4%) 減少している。

経常収益は増加し、経常費用は減少していることから、当期経常増減額は前年度に比べ、1 億 2,716 万円好転している。

一方、当期経常外増減額は 4,219 万円の増で、前年度に比べ 1 億 1,219 万円好転している。

これらの結果、令和 3 年度の当期一般正味財産増減額は 2,356 万円の減で、前年度に比べ 2 億 3,935 万円好転している。

第5表 比較正味財産増減計算書

(単位 金額：千円、比率：%)

科 目	令和3年度		令和2年度		対前年度 増 減	対前年度 増 減 率
	金 額	構 成 比 率	金 額	構 成 比 率		
一 般 正 味 財 産 増 減 の 部						
I 経 常 増 減 の 部						
経 常 収 益 (a)	2,270,367	100.0	2,200,495	100.0	69,872	3.2
(1) 特 定 資 産 運 用 益	15,131	0.7	8,292	0.4	6,839	82.5
(2) 受 取 会 費	6,500	0.3	—	—	6,500	皆増
(3) 事 業 収 益	1,168,707	51.5	1,153,561	52.4	15,145	1.3
コンベンション推進事業収益	9,950	0.4	3,690	0.2	6,260	169.6
フィルムオフィス事業収益	847	0.0	—	—	847	皆増
第3展示場事業収益	76,739	3.4	76,739	3.5	0	0.0
金・銀の湯等事業収益	162,748	7.2	150,983	6.9	11,765	7.8
観光付帯事業収益	41,307	1.8	88,326	4.0	△47,019	△ 53.2
会議場・展示場事業収益	727,703	32.1	577,632	26.3	150,070	26.0
港湾振興事業収益	148,662	6.5	172,461	7.8	△23,799	△ 13.8
その他事業収益	748	0.0	83,728	3.8	△82,979	△ 99.1
(4) 受 取 補 助 金 等	36,884	1.6	81,945	3.7	△45,060	△ 55.0
観光事業受取補助金	16,000	0.7	21,417	1.0	△5,417	△ 25.3
コンベンション推進事業受取補助金	1,330	0.1	2,662	0.1	△1,332	△ 50.0
会議場・展示場事業受取補助金	—	—	3,189	0.1	△3,189	皆減
港湾振興事業受取補助金	—	—	23,540	1.1	△23,540	皆減
その他受取補助金等	19,554	0.9	31,135	1.4	△11,580	△ 37.2
(5) 受 取 負 担 金 等	1,009,417	44.5	932,839	42.4	76,578	8.2
観光事業受取負担金	473,416	20.9	479,196	21.8	△5,780	△ 1.2
フィルムオフィス事業受取負担金	45,547	2.0	52,641	2.4	△7,094	△ 13.5
コンベンション推進事業受取負担金	189,522	8.3	112,831	5.1	76,691	68.0
観光案内所事業受取負担金	81,284	3.6	79,276	3.6	2,008	2.5
金・銀の湯等事業受取負担金	14,669	0.6	28,068	1.3	△13,399	△ 47.7
会議場・展示場事業受取負担金	10,074	0.4	—	—	10,074	皆増
神戸港振興事業受取負担金	194,601	8.6	174,300	7.9	20,301	11.6
その他受取負担金	300	0.0	6,526	0.3	△6,225	△ 95.4
(6) 受 取 寄 付 金	33,701	1.5	23,050	1.0	10,651	46.2
(7) 雑 収 益	25	0.0	806	0.0	△780	△ 96.9
経 常 費 用 (b)	2,339,781	100.0	2,372,974	100.0	△33,193	△ 1.4
(1) 事 業 費	2,246,376	96.0	2,320,363	97.8	△73,986	△ 3.2
観光事業費	377,667	16.1	494,562	20.8	△116,894	△ 23.6
フィルムオフィス事業費	37,272	1.6	51,457	2.2	△14,184	△ 27.6
観光案内所事業費	72,303	3.1	79,569	3.4	△7,266	△ 9.1
コンベンション推進事業費	188,623	8.1	164,532	6.9	24,090	14.6
神戸港振興事業費	180,754	7.7	227,799	9.6	△47,044	△ 20.7
第3展示場事業費	12,086	0.5	13,104	0.6	△1,017	△ 7.8
金・銀の湯等事業費	227,195	9.7	231,532	9.8	△4,336	△ 1.9
観光付帯事業費	45,048	1.9	84,885	3.6	△39,836	△ 46.9
会議場・展示場事業費	890,633	38.1	706,466	29.8	184,166	26.1
港湾収益事業費	137,553	5.9	199,695	8.4	△62,142	△ 31.1
ポートピア81記念基金事業費	33,701	1.4	23,050	1.0	10,651	46.2
減価償却費	43,535	1.9	43,706	1.8	△170	△ 0.4
(2) 管 理 費	93,404	4.0	52,611	2.2	40,793	77.5
評価損益等調整前当期経常増減額(A=a-b)	△69,413	—	△172,479	—	103,065	59.8
評価損益等計(B)	3,649	—	△20,446	—	24,095	117.8
特定資産評価損益等	3,649	—	△20,446	—	24,095	117.8
当期経常増減額(C=A+B)	△65,764	—	△192,925	—	127,160	65.9
II 経 常 外 増 減 の 部						
経 常 外 収 益 (c)	42,194	—	—	—	42,194	皆増
退職給付引当資産戻入益	42,194	—	—	—	42,194	皆増
経 常 外 費 用 (d)	—	—	70,000	—	△70,000	皆減
当期経常外増減額(D=c-d)	42,194	—	△70,000	—	112,194	160.3
当期一般正味財産増減額(E=C+D)	△23,569	—	△262,925	—	239,355	91.0
一般正味財産期首残高(F)	2,401,558	—	2,664,483	—	△262,925	△ 9.9
一般正味財産期末残高(G=E+F)	2,377,988	—	2,401,558	—	△23,569	△ 1.0
指 定 正 味 財 産 増 減 の 部						
(1) 特 定 資 産 運 用 益	5,440	—	8,288	—	△2,847	△ 34.4
(2) 一 般 正 味 財 産 へ の 振 替 額	△33,701	—	△23,050	—	△10,651	△ 46.2
当期指定正味財産増減額(H)	△28,261	—	△14,761	—	△13,499	△ 91.5
指定正味財産期首残高(I)	926,975	—	941,736	—	△14,761	△ 1.6
指定正味財産期末残高(J=H+I)	898,714	—	926,975	—	△28,261	△ 3.0
正 味 財 産 期 末 残 高 (K=G+J)	3,276,703	—	3,328,533	—	△51,830	△ 1.6

イ 財政状態

財政状態は、第6表のとおりである。

令和3年度末の資産は45億2,243万円で、未収金や退職給付引当資産等の減等により、前年度末に比べ9,226万円(2.0%)減少している。負債は12億4,573万円で、退職給付引当金等の減等により、前年度末に比べ4,043万円(3.1%)減少している。

正味財産は32億7,670万円で、前年度末に比べ5,183万円(1.6%)減少している。

資産では、固定資産である特定資産が全体の54.9%を占めている。次いで流動資産である現金預金が24.8%となっている。

負債については固定負債である退職給付引当金が全体の14.7%となっている。

第 6 表 比較貸借対照表

(単位 金額：千円、比率：%)

科 目	令和3年度		令和2年度		対前年度 増 減	対前年度 増 減 率
	金 額	構成比率	金 額	構成比率		
資 産	4,522,435	100.0	4,614,703	100.0	△92,268	△ 2.0
I 流 動 資 産	1,470,312	32.5	1,545,788	33.5	△75,475	△ 4.9
1 現 金 預 金	1,123,600	24.8	1,120,821	24.3	2,779	0.2
2 未 収 金	255,766	5.7	347,479	7.5	△91,713	△ 26.4
3 売 掛 金	43,896	1.0	27,653	0.6	16,242	58.7
4 前 払 金	3,402	0.1	6,819	0.1	△3,417	△ 50.1
5 立 替 金	742	0.0	80	0.0	662	825.0
6 商 品 材 料	373	0.0	402	0.0	△29	△ 7.3
7 保 証 金	42,531	0.9	42,531	0.9	0	0.0
II 固 定 資 産	3,052,122	67.5	3,068,914	66.5	△16,792	△ 0.5
1 基 本 財 産	130,000	2.9	130,000	2.8	0	0.0
現 金 預 金	130,000	2.9	130,000	2.8	0	0.0
2 特 定 資 産	2,483,638	54.9	2,453,185	53.2	30,453	1.2
退職給付引当資産	666,621	14.7	776,209	16.8	△109,587	△ 14.1
減価償却引当資産	1,048,302	23.2	880,001	19.1	168,301	19.1
ホートビ [®] 781記念基金	768,714	17.0	796,975	17.3	△28,261	△ 3.5
3 そ の 他 固 定 資 産	438,483	9.7	485,729	10.5	△47,245	△ 9.7
建 物	416,319	9.2	459,900	10.0	△43,580	△ 9.5
什 器 備 品	18,516	0.4	22,181	0.5	△3,664	△ 16.5
投 資 有 価 証 券	3,647	0.1	3,647	0.1	0	0.0
負 債 及 び 正 味 財 産	4,522,435	100.0	4,614,703	100.0	△92,268	△ 2.0
負 債	1,245,732	27.5	1,286,169	27.9	△40,437	△ 3.1
I 流 動 負 債	579,110	12.8	509,960	11.1	69,149	13.6
1 未 払 金	503,995	11.1	424,616	9.2	79,379	18.7
2 買 掛 金	1,120	0.0	856	0.0	264	30.9
3 前 受 金	31,200	0.7	27,512	0.6	3,687	13.4
4 預 り 金	11,617	0.3	41,301	0.9	△29,684	△ 71.9
5 預 り 保 証 金	21,510	0.5	27,195	0.6	△5,685	△ 20.9
6 未 払 消 費 税	9,494	0.2	△ 11,693	△ 0.3	21,187	181.2
7 未 払 法 人 税	172	0.0	172	0.0	0	0.0
II 固 定 負 債	666,621	14.7	776,209	16.8	△109,587	△ 14.1
1 退 職 給 付 引 当 金	666,621	14.7	776,209	16.8	△109,587	△ 14.1
正 味 財 産	3,276,703	72.5	3,328,533	72.1	△51,830	△ 1.6
I 指 定 正 味 財 産	898,714	19.9	926,975	20.1	△28,261	△ 3.0
1 寄 付 金	898,714	19.9	926,975	20.1	△28,261	△ 3.0
(うち基本財産への充当額)	(130,000)	(2.9)	(130,000)	(2.8)	0	0.0
(うち特定資産への充当額)	(768,714)	(17.0)	(796,975)	(17.3)	(△28,261)	(△3.5)
II 一 般 正 味 財 産	2,377,988	52.6	2,401,558	52.0	△23,569	△ 1.0
(うち特定資産への充当額)	(1,048,302)	(23.2)	(880,001)	(19.1)	(168,301)	(19.1)

(5) 業務の適正を確保するための取組状況

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する第90条第5項に基づく業務の適正を確保するための体制の整備について理事会で決定する必要はないが、業務の適正を確保するための取組状況は第7表のとおりである。

第7表 業務の適正を確保するための取組状況

項目	主な取組	実施状況
法令及び定款の適合性	・内部通報取扱規程（公益通報者保護に関する規程）	平成23年4月1日施行 令和3年4月最終改正
	・監事による監査 （事業、財務諸表、公益目的支出計画実施報告）	決算監査年1回実施
	・内部監査（自主監査）の実施	自主監査年1回実施
	・業務運営の透明化の推進及び公正な職務遂行の確保に関する要綱ならびに細則（コンプライアンス規程等）	平成19年4月施行 平成29年12月最終改正
	・経営推進部におけるコンプライアンスの取組	異例事態においては、顧問弁護士への相談などで対応。
	・コンプライアンスに関する啓発・研修	適宜、資料回覧等を実施
情報の保存及び管理	・文書管理規程	昭和62年4月施行 平成31年4月最終改正
	・情報公開要綱ならびに細則	平成14年4月施行 平成29年12月最終改正
	・情報公開審査会規程	平成10年4月施行 平成29年12月最終改正
	・個人情報保護規程ならびに運用規程	平成10年4月施行 平成29年12月最終改正
損失の危険の管理	・会計システムをクラウドサーバー方式へ移行	令和元年10月移行開始 令和2年4月完全移行
	・情報セキュリティ研修	令和3年9月に実施
	・防災組織計画	毎年年度当初に改正
	・情報伝達訓練	毎年年度当初に実施
効率性	・予算の策定及び執行管理	予算については、理事会に議案として供し、承認を得ている。事業及び予算執行については、「事業計画及び予算」にもとづき、半期と第3四半期に役員に説明している。
	・会計規程	昭和62年4月施行 平成29年12月最終改正
	・処務規程	昭和62年4月施行 令和3年4月最終改正
	・公印規程	昭和62年4月施行 平成31年4月最終改正

5 監査の結果

神戸市では、外郭団体が市政を補完し、市民への還元や市の施策を実現するために必要な方向性や目標となるミッションを各外郭団体に提示し、各団体がミッションを達成するためのロードマップとなる経営改革プランを策定し、取り組んでいくこととしている。

法人に対して提示されたミッションは、中長期的なミッション（神戸市行財政改革方針 2025 期間中のミッション）が「観光庁登録『地域DMO』として観光による地域づくりを推進」「持続可能な神戸観光の推進のための財政基盤の確立」「観光の専門人材の育成・確保による組織の活性化」であり、短期的なミッション（令和4年度のミッション）が「withコロナロードマップを踏まえた取り組みの着実な実施」「資金収支の改善」である。

これらのミッションを達成するため、「インバウンド戦略、国内戦略、withコロナロードマップ等に基づいた神戸観光の推進」「健全な財政運営を図るための新規会員企業の開拓や収益事業の育成による収入の確保、自主事業の見直し」「民間人材の登用や民間企業からの受入拡充、プロパー職員の人材育成」等の経営改革プランが設定されている。令和4年度においてはそれぞれ、事業計画に基づく観光分野、MICE分野及び港湾振興分野での各種取組の推進、自主事業のあり方や方向性の整理、旅行関係業界経験者を含む新規職員採用等が実施されている。

今後も、新型コロナウイルス感染症の法的位置づけの変更、国の動向、観光需要の回復状況、神戸空港の国際化に向けた動き等、社会経済情勢及び観光需要の変化に対応しながら、新たな収益事業の育成等により財政基盤強化に努め、経営改革プランの着実な実行に取り組まれない。

監査の結果、法人の出納その他の事務については、おおむね適正に処理されていると認められた。

事業面では、withコロナ期に取り組むべき柱と事業を整理したロードマップを改訂し、「近距離マーケットの開拓」「情報プラットフォーム機能の充実」「新たなビジネスイベントの開発」「ウオーターフロントエリアの価値向上」の4つの柱を掲げ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況等に応じて各種事業に取り組むなど、設立の目的に沿って運営がなされているものと認められた。

また、有馬4施設の指定管理については、条例、指定管理協定書等に従っておおむね適正に管理運営されているものと認められた。なお、法人を構成団体のひとつとする共同事業体による公の施設の指定管理については、別途報告する。

しかし、事務の一部について改善を要する事例があったので、今後、適正な事務処理に努められない。

(1) 指摘事項

ア 補助金の交付額の算出を適正に行うべきもの

法人では、令和3年度において、ポートピア81記念基金補助金（以下「基金補助金」とい

う。)、及びハイブリッド会議開催支援助成（以下「ハイブリッド会議助成」という。）の補助金等交付事業を行っている。

基金補助金交付要綱第4条では、「補助金の額は、会議開催経費の5%、200万円を上限とする」と定められている。また、同要綱第5条では、補助対象経費が定められており、そのひとつとして「会場設営・撤去費、ただし、『ハイブリッド会議』開催助成で申請された経費は除く」と定められている。

一方、ハイブリッド会議助成要綱では、助成内容として、「会場の準備～本番にかかるオンライン配信経費を対象とし、対象経費の50%（上限300万円迄）を助成いたします。」とした上で、「ポートピア81記念基金補助金（中略）を申請されている場合、補助対象経費の重複は認められませんので、ご注意ください。ポートピア81記念基金補助金（中略）については、本助成金で申請いただいた経費を含まずに申請・報告を行ってください。」と定められている。

令和3年度における基金補助金及びハイブリッド会議助成の交付対象となった事業のうち、次の交付事例があった。

（事例）

補助金等の種類	対象経費総額	補助金等交付額
基金補助金	30,551,598円	1,198,550円
ハイブリッド会議助成	6,782,050円	3,000,000円

この事例において、ハイブリッド会議助成については、要綱の規定「対象経費の50%（上限300万円迄）」のとおり、3,000,000円が交付されている。一方、基金補助金については、要綱の「会議開催経費の5%、200万円を上限とする」「『ハイブリッド会議』開催助成で申請された経費は除く」の規定どおり計算すると、30,551,598円より6,782,050円を除いた額の5%である1,188,477円が交付額となるが、これより10,073円多く交付されている。

これは、申請者の計算ミスによる請求金額の誤りを気付かず処理を進めたことが原因であるとのことであるが、申請者は既に会計を閉鎖のうえ組織として解散しており、過払分の返還を求めることが困難となっている。

補助金等の請求金額が適正に算出されているか、申請者及び法人とも確認ができるように手続きを改善するなど、再発防止のための仕組みを構築すべきである。

イ 指定管理施設における物品の管理を適正に行うべきもの

有馬4施設の指定管理仕様書では、指定管理者が利用料金収入、その他の収入により購入した物品は、神戸市の所有に属するものとする、指定管理者が管理する神戸市の所有に属する物品については、神戸市物品会計規則及び関係例規に基づいて管理等を行うこと、指定管理者は神戸市が定める物品管理簿を備えてその保管に係る物品を整理し、購入及び廃棄等の異動について神戸市に報告すること等が定められている。

神戸市物品会計規則第8条では「物品管理者は、物品の受領又は交付の都度、物品管理員をして物品管理簿に記載させなければならない」、第10条では「物品管理者は、その使用中の備

品に備品番号票を付けて整理しなければならない。ただし、備品番号票を付けることができないとき、又は付けることが不適当なときは、備品番号票に準じて焼印、刻印、ペイント等により明示し、帳票との対照に便利ないようにしなければならない。」と定められている。指定管理施設にある神戸市の備品の物品管理者は神戸市所管局の課長等である。

指定管理者である法人は、独自様式の備品管理簿を作成して備品管理を行っていたものの、新たに購入した備品について、備品管理簿への記載がなく神戸市への報告も行っていないものや、廃棄を行った備品について、神戸市へ報告を行っていないものがあった。また、神戸市に帰属する備品について、備品番号票の貼付等がされていなかった。

(購入・廃棄の事例)

(ア) 携帯ガス感知器 1 台購入 (太閤の湯殿館) 228,679 円 (税込)

(イ) 洗濯機 2 台廃棄 (金の湯)

平成 29 年度の同法人 (合併前の一般財団法人神戸国際観光コンベンション協会) に対する財政援助団体等監査において、有馬温泉の館及び有馬温泉観光交流センター指定管理に係る物品管理について、物品管理簿への記載漏れや、購入等の異動について神戸市へ報告が行われていないことについて指摘しているが、同様の管理上の不備が繰り返されている。

神戸市所管局においては、神戸市物品会計規則に基づく物品管理簿が整備されていなかった。

法人は、同様の不備を繰り返さないよう徹底し、協定書、仕様書に基づく管理を適正に行うべきである。

また、神戸市所管局は、法人に購入及び廃棄等の異動について報告させるとともに、神戸市物品会計規則に基づく物品管理簿に記載するべきである。また、指定管理者に対して備品番号票の貼付等により明示させ、神戸市に属する物品を特定、把握するべきである。

(2) 意見

ア 契約に関する規程の整備について

契約に関しては発注段階だけではなく、履行完了までの間、どのような契約方法をとるか (競争による契約か随意契約か)、随意契約できる場合はどのような場合か、何人以上の者から見積書を徴取するのか、契約書に何を記載するか、どのような場合に契約書の作成が省略できるか、契約内容に変更がある場合はどうするか、契約内容が履行されない場合はどうするか、監督や検査はどうするか、瑕疵担保はどうするか等、それぞれの場面で考慮すべき事項や、とるべき手順、手続きがある。

法人では、契約事務に関して法人内で適用される規程として、「委託等契約事務審査委員会要綱」があり、その要綱で対象としている契約や、審査委員会の所掌事務については、次のように定められている。

一般財団法人神戸観光局 委託等契約事務審査委員会要綱（抜粋）

（対象）

第2条 この要綱が対象とする委託等契約とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 委託契約
- (2) 工事・製造以外の請負契約（以下「その他の請負契約」という。）のうち随意契約するもの
- (3) その他の請負契約のうち予定価格または契約金額が500万円以上のもの
- (4) その他委員長が必要と認める場合

（所掌事務）

第3条 審査委員会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。ただし、契約の性質が予定価格の設定を要しないと認められる場合、予定価格または契約金額が100万円未満の場合、神戸市行財政局財政部契約監理課に入札事務を委託する場合、および審査委員会による審査が著しく困難または不適切と委員長が認めるものはこの限りでない。

- (1) 事務事業の委託の適否の判断に関すること。（委託契約に限る）
- (2) 契約先あるいは契約先候補の選定に関すること。
- (3) 契約金額の10パーセント以上の増加に関すること。
- (4) 履行期限または期間の30日以上の上延に関すること。
- (5) その他契約に関する重要な事項に関すること。

この要綱では、予定価格または契約金額が100万円未満の契約や、物品調達契約、工事請負契約は対象とされておらず、また、上述の、契約に関する事項等を網羅的に定めた規程でもない。

そのため、発注に関しては、複数の者から見積書徴取をした上で発注されている事例がある一方、1者のみから見積書徴取により発注されているが、決裁に業者選定の理由が記載されておらず、そもそも随意契約や見積書徴取に関するルールがないため、その発注が適正か否か不明な事例もあった。また、契約書の作成に関しては、請負や委託契約に際して神戸市の契約約款の様式をそのまま使用している事例がある一方、独自の様式を使用している事例があるなど、契約に関して、法人内において統一的な運用が行われていない。

恣意的な運用によるリスクを回避するとともに、事務の効率化や責任の明確化を図るためにも、契約に関する規程を整備されたい。

凡 例

- 1 文中及び表中で用いる数値は、原則として表示単位の一つ下の位以下を切り捨てている。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 2 各表中の比率は、百分率で表示し、小数点以下第2位を四捨五入している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
「0」及び「0.0」 ----- 該当数値はあるが、単位未満のもの。
対前年増減額及び率の場合は、零を含む。
「－」 ----- 該当数値なし、算出不能又は無意味のもの。
「ほぼ皆増」 ----- 増加率が1,000%以上のもの。
「ほぼ皆減」 ----- 減少率が1,000%以上のもの。
- 4 文中及び各表中でいう消費税とは「消費税」及び「地方消費税」をいう。